

南相馬市人事行政の運営等の状況

南相馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 234 号）第 6 条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

平成 19 年 10 月 12 日

南相馬市長 渡辺 一成

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

区 分	人 数
平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数	933
退職者数 (H18. 4. 1～H19. 3. 31)	34
採用者数 (H18. 4. 2～H19. 4. 1)	29
派遣職員の復帰 (相馬地方広域水道企業団より)	1
平成 19 年 4 月 1 日現在の職員数	929
増 減 数	△4

※退職者数内訳

一般行政職等 20 名 医師 3 名
医療技師 2 名 看護師 9 名

※採用者数内訳

一般行政職等 3 名 医師 1 名 看護師 25 名

(2) 職員数の状況

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般行政部門	議 会	8	7	△1	議員数減による 事務局職員減
	総 務	136	139	3	業務増
	税 務	41	38	△3	事務の統、廃合
	民 生	108	104	△4	〃
	衛 生	63	60	△3	〃
	商 工	19	22	3	新課創設
	農林水産	40	40	0	
	土 木	65	69	4	業務増
	小 計	480	479	△1	
特別行政部門	教 育	147	141	△6	事務の統、廃合
	小 計	147	141	△6	
公営企業等部門	病 院	238	249	11	看護基準引上げ
	水 道	15	15	0	
	下 水 道	25	19	△6	民間委託
	そ の 他	28	26	△2	事務の統廃合
	小 計	306	309	3	
合 計		933	929	△4	

※ 職員数は各年 4 月 1 日における地方公共団体定員管理調査報告値であり、一般職に属する職員数です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
18 年度	73,038 人	28,835,251 千円	806,402 千円	5,534,160 千円	19.2 %

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	合 計 B	
19 年度	622 人	2,617,962 千円	314,923 千円	1,092,693 千円	4,025,578 千円	6,472 千円

※ 給与費は当初予算に計上された額で、職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

③ 給与抑制の状況

区 分	内 容	削 減 期 間
市長、助役及び教育長	市長 給料 15%減額 その他 給料 10%減額	平成 18 年 4 月 1 日～
管理職（部長級～課長級）	管理職手当 3～5%減額	平成 18 年 1 月 1 日～

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43 歳 6 月	345,590 円	397,636 円
技能労務職	46 歳 4 月	329,234 円	353,143 円

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額（期末・勤勉手当、退職手当を除く）を合計したものです。

② 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		南相馬市		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200 円	183,800 円	I 種 183,800 円 II 種 170,200 円	I 種 198,000 円 II 種 183,800 円
	高校卒	138,400 円	148,000 円	138,400 円	148,000 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	— 円	— 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	239,966 円	329,325 円	381,700 円
	高校卒	220,400 円	268,500 円	327,500 円
技能労務職	高校卒	219,200 円	265,850 円	295,750 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	4 人	0.9 %
2 級	主事	15 人	3.4 %
3 級	副主査	80 人	18.1 %
4 級	主査	47 人	10.6 %
5 級	係長、主査	52 人	11.8 %
6 級	課長補佐、係長、主査	170 人	38.5 %
7 級	課長、主幹	36 人	8.1 %
8 級	部次長、総括参事、参事	22 人	5.0 %
9 級	部長、理事、事務局長	16 人	3.6 %

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の状況（19年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当	退 職 手 当		
(支給割合) 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 %	勤続 20 年	21.00 月分	27.30 月分
	勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職措置 (2～20%加算)		

② 特殊勤務手当の状況（19年4月1日現在）

手当の名称	具体的内容	支給対象職員	支給方法	手当額
医療職員の特殊勤務手当	院長手当	病院勤務の院長	1月	100,000円
	副院長手当	病院勤務の副院長	1月	50,000円
	医学研究手当	病院勤務の医師	1月	20,000～90,000円
	特殊診療手当	正規の勤務時間外に業務に従事した医師	1回	5,000円
	出役手当	診療業務に従事した医師	1回	6,500円
死体処理等に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉施設等に勤務する職員	行路死体を処理した職員	1回	4,000円 ※1 500円
		行路病人を取扱った職員	1回	300円
交代制夜間勤務職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務を深夜において行う業務に従事した職員	深夜における勤務時間が4時間以上	1回	3,300円
		上記勤務時間が2～4時間	1回	2,900円
		上記勤務時間が2時間未満	1回	2,000円

※1 高松ホームに勤務する職員

③ その他の手当の状況（19年4月1日現在）

手当名	支給内容
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・1人（配偶者被扶養） 6,500円（配偶者なし） 11,000円 ・その他 6,000円 ・特定期間の加算 5,000円
住居手当	（借家） <ul style="list-style-type: none"> ・家賃額 25,000円以下 家賃額－9,500円 ・家賃額 25,000円以上 52,500円以下 家賃額×1/2+11,000円 ・家賃額 52,500円以上 27,000円 （持家） <ul style="list-style-type: none"> ・新築又は購入の日から5年間 3,500円 ・新築又は購入の日から6年目以降 2,500円
通勤手当	（交通機関利用者） <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 （交通用具使用者） <ul style="list-style-type: none"> ・距離区分に応じて支給
管理職手当	管理、監督の職にある職員に給料月額額の10～16%を支給

④ 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	市長 1,000,000円（減額後 850,000円） 副市長 790,000円（減額後 711,000円） 区長 650,000円
報酬	議長 463,000円 副議長 406,000円 議員 385,000円
期末手当	市長 副市長 区長 3.30月分（役職加算20%）
	議長 副議長 議員 3.30月分（役職加算20%）
退職手当	（算定方法） （支給時期） 市長 1,000,000円×在職月数×0.50（任期毎） 副市長 790,000円×在職月数×0.30（任期毎） 区長 650,000円×在職月数×0.15（任期毎）

⑤ 給与の分析について

南相馬市における職員給与については、国・県の給与に準拠しながら支給されておりますが、給与の水準については国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員との給与水準をラスパイレズ指数として数値により示しており、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低い場合は100未満となります。

南相馬市においては95.2（平成18年4月1日現在）となっており、県内市平均値の97.4よりも下回った数値となっていることから、今後も引き続き適正な給与制度の運用を行って参ります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40 時間	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～12 時 45 分

(2) 休暇及び休業制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
病気又は負傷のための休暇	負傷又は疾病のための休暇（成人病及び精神疾患の場合は 180 日）	90 日
療養休暇	結核性疾患により長期の療養を要する場合の休暇	2 年
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産等規則で定める休暇	休暇毎に定められた日数
介護休暇	配偶者等家族の介護のための休暇（無給）	6 月
育児休業	子の養育を目的としたもの（無給）	子が 3 歳に達するまでの期間
部分休業	育児休業と同様の趣旨（1 日 2 時間以内）	〃

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数（18 年度）

区 分	免 職	休 職	降 任	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	4	0	0	4
職務に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	4	0	0	4

(2) 懲戒処分者数（18 年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
交通事故及び交通違反	1	2	0	0	3
上記以外	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、職員には、法令及び上司の職務上の命令に従うという義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには、政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

(1) 営利企業等の従事制限

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により、職員は、市長の許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません。（次の基準を満たしている場合は許可）

- ・ 営利企業等に従事しても職務上、能率の低下をきたすおそれがない場合。
- ・ 職員の職と特別な利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他の公正を妨げるおそれがない場合。
- ・ 職務の信用を傷つけるおそれがなく、職員の職全体の不名誉となるおそれがない場合。

(2) 他の団体への事務従事

南相馬市職員服務規程第 24 条の規定により、職員が、国、県、他の地方公共団体その他公共的団体の事務に従事する場合においても市長の承認を得ることとしています。

6 職員の研修の状況

職員には、勤務能率の向上及び増進のために研修を受ける機会が与えられています。

平成 19 年度においては、行政経営をマネジメントできる職員の能力開発に主眼を置き、職員研修計画に基づき、ふくしま自治研修センターの研修をはじめとする各種研修を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の安全と健康を保持し、快適な職場環境を形成するために、安全衛生委員会の運営を行っています。

また、事業者の責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、健康相談、定期健康診断、婦人検診等を実施しています。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況（18 年度）

事案なし

9 不利益処分に関する不服申し立ての状況（18 年度）

事案なし